

公 募 説 明 書

1 件名

令和9年分路線価等を定めるための鑑定評価員等及び土地評価精通者業務

2 業務内容

(1) 鑑定評価員等

相続税及び贈与税等の課税における土地等の評価の基準となる路線価等の評定に必要な鑑定評価書の作成及び提出等を行う。

なお、詳細については別添1「鑑定評価員等業務仕様書」のとおり。

(2) 土地評価精通者

相続税及び贈与税等の課税における土地等の評価の基準となる路線価等の評定に必要な精通者意見価格調書等の作成及び提出等を行う。

なお、詳細については別添2「土地評価精通者業務仕様書」のとおり。

3 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されている者であること。

(5) 当局の支出負担行為担当官との契約に関して、過去1年間において損害賠償請求等を受けたことがない者であること。

(6) その他、本説明書、別添1「鑑定評価員等業務仕様書」及び別添2「土地評価精通者業務仕様書」（以下併せて「仕様書」という。）に記載された条件を満たす者であること。

4 公募説明書等の掲載場所

(掲載場所)

広島国税局ホームページ

(<http://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/index.htm>)

⇒ その他の情報（調達情報）

⇒ 入札公告等（物品製造等）

⇒ 公募公告

⇒ 令和9年分路線価等を定めるための鑑定評価員等及び土地評価精通者業務

5 希望届出書等の提出期限及び提出方法等

(1) 提出期限

令和8年7月15日(水) 午後5時(必着)

(2) 提出方法

希望届出書等の提出は、電子メールによるものとする。

提出期限までに、電子メールに提出書類を添付し、当局メールアドレス宛に送信する。

なお、提出においては、以下のイからニの点に留意すること。

おって、希望届出書等の提出に関して不明点がある場合は、下記11(1)の問い合わせ先に連絡すること。

【当局メールアドレス】 hir.kantei.kobo@nta.go.jp

イ メールの件名は、「【〇〇県(事務所所在地の県名)_氏名(法人の場合は法人名及び代表者氏名)】令和9年分 希望届出書等」とする。

〈例〉【広島県_国税(株)_国税太郎】令和9年分 希望届出書等

ロ (3)イ及びロについては、Excel ファイル形式とする。

ハ (3)ハについては、任意のファイル形式とする。

ニ 各添付ファイルを1つのフォルダにまとめ、zip ファイル形式等に圧縮して提出する。

(3) 提出書類

イ 鑑定評価員等

別紙1-1及び1-2

「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書(不動産鑑定士用)」

ロ 土地評価精通者

(イ) 不動産鑑定士

別紙1-1及び1-2

「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書(不動産鑑定士用)」

(ロ) 不動産鑑定士以外

別紙2-1及び2-2

「土地評価精通者の希望届出書(不動産鑑定士以外用)」

ハ 鑑定評価員等及び土地評価精通者共通

別紙3「指名停止等に関する申出書」

別紙4「誓約書(役員等名簿を含む。)」

※個人事業主の方も役員等名簿の提出をお願いします。

別紙5「契約に係る情報の公表について」

※個人事業主の方のみ提出をお願いします。

(4) その他

イ 公募に参加しようとする者は、募集に関する公告、本説明書及び仕様書等の内容について、十分承知しておくこと。

ロ 業務に関して疑義がある場合は、関係職員に説明を求めること。

ハ 希望届出書の提出後、不明点等があったことを理由として異議を申し立てないこと。

ニ 当局へ提出した上記(3)の書類の記載内容に変更があった場合には、当局へ直ちに連絡し、当局の指示に従うこと。

6 契約保証金

全額免除する。

7 希望届出書の無効

本説明書及び仕様書に記載された条件を満たさない者から提出された希望届出書は無効とする。

8 契約書または請書の作成の要否

契約書または請書の作成を要する。

(1) 鑑定評価員等

別添3「契約書(案)」のとおり。

(2) 土地評価精通者

別添4「請書(案)」のとおり。

9 契約者の決定方法等

(1) 鑑定評価員等

仕様書に定める選任基準により選任された鑑定評価員等が主宰又は所属する不動産鑑定業者と契約する。

なお、応募者が多数の場合は、選任基準に該当する者であっても、選任されない可能性がある。

(2) 土地評価精通者

仕様書に定める選任基準により選任された土地評価精通者又は所属する組織(法人又は個人)と契約する。

なお、応募者が多数の場合は、選任基準に該当する者であっても、選任されない可能性がある。

10 報酬

(1) 報酬額

単価契約とする。

なお、詳細は別添1「鑑定評価員等業務仕様書」及び別添2「土地評価精通者業務仕様書」のとおり。

(2) 報酬の振込先口座

報酬の振込先の口座名義については、契約者と同一とする。

(3) 報酬の請求

報酬の請求は、当局が別途定めた書式又は当局が事前に承認した請求書により行う。

11 問い合わせ先

(1) 仕様内容に関する事項

〒730-8521 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館

広島国税局 課税第一部 資産評価官 評価係

TEL 082-578-5955 (内線 3737)

(2) 契約に関する事項

広島国税局 総務部 会計課 経費係

TEL 082-578-5955 (内線 3646)

12 その他

交付書類は、「令和9年分路線価等を定めるための鑑定評価員等及び土地評価精通者業務」のためのものであり、他の目的に使用することを禁止する。

なお、本説明書及び仕様書に記載されていない事項について不明な点が生じた場合は、当局担当職員の指示に従うこと。